

神戸農村スタートアッププログラム運営業務 仕様書

1 業務名称

神戸農村スタートアッププログラム運営業務

2 業務目的

神戸農村スタートアッププログラム（以下、プログラムという）は、神戸の農村地域において、農業の生産技術や農村の地域性を知るとともに、耕作放棄地・放棄森林・担い手不足といった農村地域の課題解決に繋がる事業や、農業経営の多角化（加工や飲食）や、農村・里山・自然からヒントを得た新事業の創出につなげる創業支援プログラムを実施し、神戸の農村の活性化につながる新たな担い手を育成することをめざしている。この趣旨に沿ったプログラムの運営を行うことが本業務の目的である。

3 概要

- (1) 開催期間：令和7年9月～令和8年3月
- (2) 開催回数：期間内に10テーマ以上
- (3) 受講対象者：本市農村地域において起業しようとする者（学生・社会人を問わない）
- (4) 希望受講者数：約20名程度（最低10名）

4 業務内容

(1) 受講対象者の確保

事業者は、市内農村地域外から、広く受講生を募集し、約20名（最低10名）をプログラムに参加させる。

※受講料有料も可とする。ただし、徴収した受講料は委託料とは別に区分経理を徹底し、その用途を明確にすること。

(2) プログラム運営業務

提案事業者が実施するプログラムは、少なくとも次の2種に分類されるものを含むこと。また、全体で10テーマ以上のプログラムを実施するこ

と。

①地域連携プログラム

- (例) ・ 農業技術や農村の維持管理について地域の農業者から学ぶ講座
- ・ 里山資源を材料に加工品制作、商品ブランディングを学ぶ講座など

②起業家育成プログラム

- (例) ・ ITやデザインの視点から商品開発やマーケティングを学ぶ講座
- ・ 農村に人を呼び込む観光や交流によるサービス提供を学ぶ講座など

(3) 事務局業務

事業者は、事務局機能を確保し、受講生からの質問や相談に対応するとともに、本公社および関係機関・農村地域住民等との連絡機能を有すること。また、取り組みの様子や成果についても積極的に情報発信を行うこと。

(4) フォローアップ

受講生及び修了した受講生が、地域での就農や起業が円滑にすすむように相談・質問等に対応するとともに、将来的なフォローアップを行うこと。

- (例) ・ 神戸里山暮らし関連事業をはじめとした市、国、県、関係機関による事業や制度の紹介
- ・ 農村地域住民、農村定住促進コーディネーター¹との連携
- ・ 他事業者とのマッチング、融資相談が可能な体制の構築など
- ・ 定期的な創業相談会やスキルアップ講座の開催
- ・ 創業時または起業に向けて行う活動の広報支援など

¹ 農村定住促進コーディネーターについて・・・

神戸市北区・西区の農村地域に農村定住促進コーディネーターを配置し、移住者と既存住民とのマッチングや移住後のフォロー、地域内の空家の情報収集などを行っている。

(参考) 神戸・里山暮らしHP : <https://kobe-satoyama.jp/coordinator/>

5 会場の選定

事業者は、神戸市内においてプログラムの運営に適した会場を選定すること。

6 地域との連携

事業者は、連携が可能な地域を選定し、事前に調整しておくこと。

7 本市と受託者の役割分担

(1) 本公社

本公社は、委託契約に基づく事業費負担、ホームページ等による開催周知に努める。その他、事業実施において地域住民・関係機関との調整が必要な業務を行う。

(2) 受託者

「4 業務内容」に記載した事項およびその他目的達成に必要な業務を行う。

8 委託契約金額の上限

5,950,000円（消費税・地方消費税含む）

※業務内容（1）～（4）を実施するための経費については、委託料に含むものとする。

9 委託業務期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

10 留意事項

- (1) 本業務により作成された成果物等の著作権は、本公社に帰属するものとする。
- (2) その他、仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定める。
- (3) 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本公社は契約金額以外の費用を負担しない。